

# 秋田県公報

## 目 次

### 規 則

○ 租税特別措置法施行細則の一部を改正する規則（三八・都市計画課）……………1

○ 秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程（五・公営企業課）……………1

### 規 則

租税特別措置法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年五月二十九日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

#### 秋田県規則第三十八号

租税特別措置法施行細則の一部を改正する規則

租税特別措置法施行細則（昭和四十九年秋田県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三十一条の第二項第十五号ハ、第六十二条の第三項第十五号ハ」を「第三十一条の第二項第十四号ハ、第六十二条の第三項第十四号ハ」に改める。

第八条中「第三十一条の第二項第十五号ハ及び第六十二条の第三項第十五号ハ」を「第三十一条の第二項第十四号ハ及び第六十二条の第三項第十四号ハ」に、「第三十一条の第二項第十五号及び第六十二条の第三項第十五号」を「第三十一条の第二項第十四号及び第六十二条の第三項第十四号」に改める。

第十条第一項中「第三十一条の第二項第十六号ニ」を「第三十一条の第二項第十五号ニ」に、「第六十二条の第三項第十六号ニ」を「第六十二条の第三項第十五号ニ」に改め、同条第

三項中「第三十一条の第二項第十六号ニ又は第六十二条の第三項第十六号ニ」を「第三十一条の第二項第十五号ニ又は第六十二条の第三項第十五号ニ」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 公営企業管理規程

秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十一年五月二十九日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

#### 秋田県公営企業管理規程第五号

秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程

秋田県企業職員給与規程（昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（期末手当の特例）

5 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第十八条第一項、第二項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「百分の百三十五、」とあるのは「百分の百二十、」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の百五」と、同条第二項中「「百分の百三十五、」とあるのは「百分の七十五、」」とあるのは「「百分の百二十、」とあるのは「百分の七十、」」と、「「百分の百十五」とあるのは「百分の六十五、」」とあるのは「「百分の百五」とあるのは「百分の六十、」」と、同条第三項中「「百分の百三十五、」とあるのは「百分の百五十五、」」とあるのは「「百分の百二十、」とあるのは「百分の百四十、」」とする。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号  
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 株式会社松原印刷社  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
電話(082)8766 FAX(082)8766  
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp  
松原繁雄